

郡山市立喜久田小学校 いじめ防止基本方針

すべての子どもは、社会の宝であり、人類の未来を切り拓く可能性に満ちたかけがえない存在である。子どもは、生まれながらにして、一人一人が人間として尊重され、成長及び発達保障が保障されなければならない。その子どもの心身に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、著しく人権を侵害するものである。

郡山市においては、これまで心の教育を重視して、いじめ防止に向けた施策を推進し、命に関わる重大な事案をはじめとするいじめの発生防止に努めてきた。また、令和2年度から「学校教育推進構想」の新たな柱として「SDGsを郡山の子どもたちから」を掲げ、「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、いじめの問題についても以下の達成目標とそれぞれの視点を意識しながら、指導の充実を図っている。

達成目標	指導の充実を図る視点	達成目標	指導の充実を図る視点
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	誰もが平等に、思う存分、質の高い教育を受けることができる	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	暴力や虐待、いじめから誰もが守られ、安全に、安心して学習・生活できる
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	弱い立場にある者を守り、差別や偏見がない	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	家庭や地域、校種間、各関係機関等と連携し、協働し合う

しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得るとともに、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るものであり、本市においても例外ではない。

さらに、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故、新型コロナウイルス感染症対策等による生活環境・生活様式の変化が子どもたちにストレスを与え、そのストレスがいじめ等の問題行動を引き起こす原因になる可能性もある。

いじめは命に関わる重大な問題であり、いじめを防止することは、子どもの命を守ることにもつながる。いじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の責務である。

※「郡山市いじめ防止基本方針」より

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るといふ危険性をもはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、喜久田小としての共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に、本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくとともに、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止に係る取り組みを定期的にふり返り、改善を加えていくようにする。

1 いじめの定義(推進法)第2条)といじめ防止等の基本理念

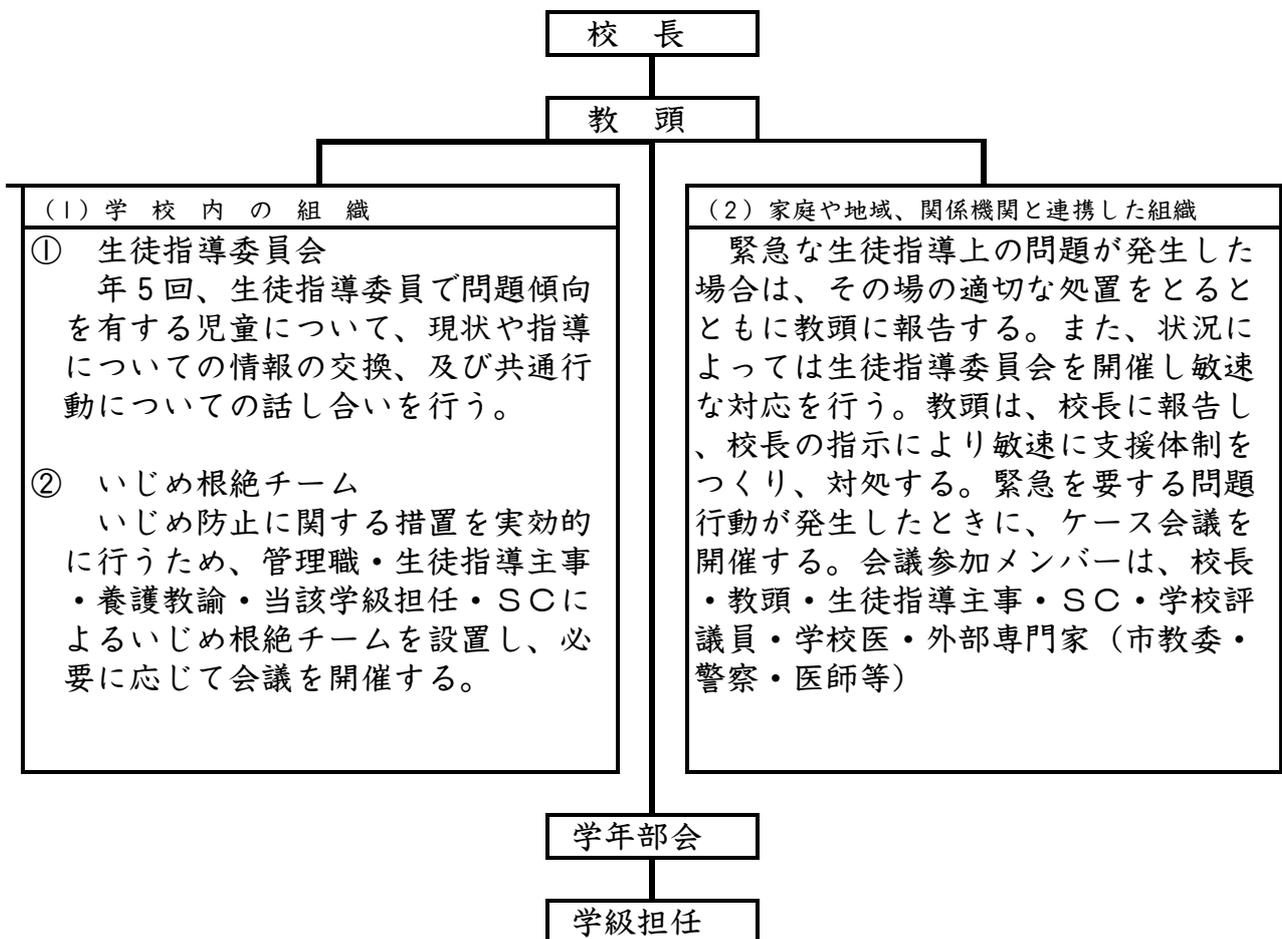
「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、多用な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織



3 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育てることができるように努める。

(1) 自尊感情を育む、わかる授業の実践

- ① 自他の理解能力の育成
 - 一人で考える場の設定
 - よさを認め合う場の設定
 - 振り返る場の設定
- ② コミュニケーション能力の育成
 - 様々な意見を生む発問の工夫
 - グループ学習の工夫
 - 多様な考えの奨励
- ③ 認め励ます教師・学級
 - よく聞き、一人一人を大切にしている教師・学級
 - 一人一人の違いのよさを認める教師・学級

(2) 児童会活動での取り組み【いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり】

- ① あいさつ運動
いじめゼロを目指した明るい人間関係。
- ② 「今月の取り組み」の実践
学校生活をよくする取り組みの提案・実践を通して、所属意識・自己有用感を高め、達成感を味わわせるように努める。

(3) 心の教育

- ① 道徳教育の充実
生命の尊重、思いやり、正義、公正公平、勇気の重点化を図った教育課程編成と道徳の時間の充実をする。
- ② ソーシャルトレーニングの実施
道徳の時間、学級活動での取り組みを行う。

(4) 学校教育全体を通じた、その他の取り組み

- ① 多様な人々との交流
 - ファミリー活動（ファミリーお弁当・ファミリー清掃・運動会等）での異年齢交流活動の充実
 - 総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動及びキャリア教育の推進
- ② 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) 基本的姿勢

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付け、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。
- ② いじめは見えにくいものである。訴えを真摯に受け止め、いじめられた子に寄り添う姿勢で臨む。
- ③ 生徒指導委員会における情報の共有化を図り、多面的・立体的に実態をとらえ、毅然とした態度で対処する。
- ④ SC・関係機関との連携を図る。
 - 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「SC相談室」や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ⑤ 学級担任が問題を一人で抱え込まず、組織で対応する。

(2) 早期発見への取組

- ① 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ② 担任による観察
 - ア いじめ発見チェックリスト(いじめサイン)
 - イ 日記指導
 - ウ 教育相談(随時)
- ③ 相談窓口の明確化
 - ア 相談の窓口を児童に周知する。
 - ①学級担任・②養護教諭・③SC・④学校にいるすべての大人・⑤ポスト 等

(3) 早期解決への取組

- ① 実態把握
 - ア いじめ根絶チーム立ち上げ及び事実確認を正確に行う。
 - イ 職員間の共通理解を図る。
- ② すみやかな対処
 - ア 保護者との情報共有
 - イ いじめられている児童の心身の安全・安心を
 - ウ いじめている児童への再発防止措置
 - エ ケース会議の立ち上げ
 - いじめている児童の根治に向けての措置
 - 関係機関との連携
 - オ 傍観者への指導
 - カ 心のケア
- ③ 事後の見守り・再発防止

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、専門機関等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(5) 発見・通報からの具体的な対応

「いじめ」に関する主な内容	具体的な対応策
いじめ行為の発見・通報	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者の訴えに真摯に傾聴し、児童の安全を確保 ・ケース会議の招集、いじめ根絶チームの立ち上げ、及び情報共有と関係児童の事情聴取及び学級担任・学年会等での話し合い等による情報交換 ・事実確認結果と校長による設置者への連絡と被害・加害保護者への連絡 ・いじめが継続される場合には、所轄警察署との相談及び市教委・関係機関への報告 ・重大事案の速やかな市教委・関係機関への報告
いじめられた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事」（個人情報の扱い・プライバシーへの留意） ・安心できる環境の整備：全職員の見守り ・家庭訪問の実施：保護者への事実関係の提示 ・いじめられた児童に寄り添う体制づくり ・外部専門家【心理・福祉の専門家・教員及び警察官OB等】への協力依頼と情報交換の実践 ・アンケート調査実施による状況判断の厳密化と多方面への情報提供 ・事後の見守りと心のケア
いじめた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への事実関係の聴取：「学級担任・生徒指導主事」 ・いじめ確定の場合は、毅然とした対応をとり、複数教員で専門家・警察官OBの協力を得て組織的に止めさせ、再発防止措置をとる。 ・事実関係確認後、保護者理解や納得を得て協力を求め、保護者への継続的な助言を実施する。 ・いじめの背景に配慮し当該児童の人格形成に向け、ねばり強く指導にあたる。 ・必要により、当該児童を一定の配慮（個人情報の取扱・プライバシーの配慮）の下特別指導計画及び別室での指導等の実施 ・必要により出席停止の実施、警察との連携 ・学校教育法第11条による「懲戒」の適用判断（教育的な配慮と判断が必要である） ・市教委・関係機関との連携 ・事後の見守りと心のケア

いじめが起きた集団への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者だけの問題ととどめず、学級や学年、学校全体の問題と考え、傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す指導 ・いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることも理解させる。 ・必要に応じて、保護者会を開き、連携・協力を得る。
ネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット上の不適切な書き込みには即座にプロバイダに削除を求める措置をとる。 ・法務局や地方法務局への協力、児童の生命への危険がある場合、所轄警察署に連絡し適切な援助を求める。 ・使用における保護者への情報モラルへの啓発

5 生徒指導との連携した年間計画

月	生徒指導関係	いじめ防止対策
4	○生徒指導全体会（職員会議後）の開催 ・校内生活指導の確認と徹底 ・校外生活指導の確認と徹底	① 児童の日常の実態把握 ② 「学校生活に関するアンケート」の実施 1回目：6月下旬～7月上旬 ・SCとの連携、養護教諭との連携
5	○校内生徒指導部会の開催（1回） ・当該諸問題における担当者会議 ○児童理解全体会（5月） ・支援必要児童の共通理解と支援	※ 調査後に「いじめ」が認識の場合 ・いじめ根絶チーム会議の立ち上げ ・ケース会議の開催
7	体制の確認 ○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・夏季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	③ 人間関係調査：6月下旬～7月上旬・分析
11	○教育相談の実施 ・全児童を対象に各検査及び資料をもとにしながら全保護者との2者面談を実施する。	⑤ 「学校生活に関するアンケート」の実施 2回目：10月下旬～11月上旬 ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※ 調査後に「いじめ」が認識の場合 ・いじめ根絶チーム会議の立ち上げ ・ケース会議の開催
12	○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	⑥ 人間関係調査：11月下旬～12月上旬・分析
3	○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・学年末休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 ○年間実施計画の見直しと改善 ・教育課程編成会議等による担当者会議	⑧ 「学校生活に関するアンケート」の実施 3回目：1月下旬～2月上旬 ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※ 調査後に「いじめ」が認識の場合 ・いじめ根絶チーム会議の立ち上げ ・ケース会議の開催

6 その他

(1) 評価・改善について

- ① 「児童理解、情報の迅速な共有がなされているか」、「対応は組織的で有効か」等について、学校評価・目標管理制度を活用して評価し改善を図る。

(2) 担任力の向上

- ① 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」等の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- ② めあてと付けたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
- ③ 日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。

(3) スポーツ少年団等との連携

- ① スポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変役立つことと捉え、本校スポーツ少年団の指導者や保護者をとおして連携や共通理解を図る。
- ② 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

(4) 子ども育成会等との連携

- ① 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

(5) 家庭との連携

- ① 近年、インターネットやオンラインゲームを介したトラブルや、問題行動が多発している現況を踏まえ、PTAと協力し、喜久田小学校のきまり事を作成し、家庭への啓発を図るとともに、インターネットやオンラインゲームを通じたいじめや問題行動の未然防止に努める。

【家庭でのインターネット・通信型ゲーム等利用のきまり】

- ① 必ずフィルタリングし、保護者の許可の下で利用させる。
- ② 一日の利用は1時間以内に抑える。
- ③ 夜9時以降は利用させない。(9時以降は保護者が端末等を管理する)
- ④ 友達と遊ぶ時は、ゲーム機やソフト等を持って出かける。
- ⑤ 家では保護者のいる場所でのみ利用させる。自分の部屋や布団の中等へ持ち込まない。
- ⑥ 食事中や人と会話をしている時は端末等を操作しない。
- ⑦ 覚えのないメールが届いたり、知らない人が近づいてきたりしたら、必ず保護者に伝える。
- ⑧ 自分や友達他の個人情報(住所や名前、写真等)や他人の悪口などは送信しない。
- ⑨ 有害と思われるゲームやサイトは保護者が把握し、危険なサイトに絶対に入らせない。